■ 解体工事業の登録の要否

次の業種の
いずれかの
建設業許可を
受けていますか？

○土木工事業
○建築工事業
○解体工事業

※ただし、建設業法の経過措置により平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けている者は、平成31年5月31日までは解体工事業の許可が無くても解体工事を施工できます。

はい → 解体工事業の**「登録」は不要**です

※「土木工事業」「建築工事業」の許可の場合は、工事1件の請負代金が500万円未満（税込）の解体工事のみ請け負えます。
（500万円以上（税込）の解体工事を請け負う場合は、「解体工事業」の許可が必要です。）

いいえ →

工事1件の
請負代金が
500万円以上（税込）
の解体工事を
請け負う場合

→ 解体工事業の**「許可」が必要**です

※請負代金及び施工場所に制限はありません。
※詳しくは、「建設業法（建設業許可・経営事項審査）等」の「建設業許可」を御覧ください。

工事1件の
請負代金が
500万円未満（税込）
の解体工事を
請け負う場合

→ 解体工事業の**「登録」が必要**です

※工事1件の請負代金が500万円未満（税込）の解体工事のみ請け負えます。
※解体工事業を施工する都道府県ごとの登録が必要です。
※「土木工事業」「建築工事業」の許可を取得する場合は、登録は不要です。